

秋田市西部市民サービスセンター 自家発電機部品交換修繕仕様書

本仕様書は「秋田市西部市民サービスセンター自家発電機部品交換修繕」に適用する。

1 業務名

秋田市西部市民サービスセンター自家発電機部品交換修繕

2 履行場所

秋田市秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日

4 業務目的

西部市民サービスセンターにおける自家発電設備の予防保全部品交換計画により、令和6年度に交換が必要な部品交換を実施することを目的とする。

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定部品の交換
- (2) 撤去品の処分
- (3) 交換後の設備の動作確認

6 対象設備の仕様等

対象設備	非常用発電装置
パッケージ型式	三菱重工業製PG78QY-ROSS

7 交換部品の規格形状

品名	数量	単位
ファンベルト	1	本
冷却水ヒーター	1	式
ブロックヒーター	1	式
CPU基板	1	式
AVR・リレー基板	1	式

8 作業における注意事項

- (1) 作業着手前に担当者に作業内容を示した書面を提出し、西部市民サービスセンターの承諾を得ること。
- (2) 作業完了後、作業内容を整理した作業報告書を提出すること。
- (3) 作業報告書には、着手前、完了および作業中の写真を添付すること。
- (4) 作業報告書は電子および紙で提出する。
 - ア 電子の場合は1部作成し、表紙に年度、業務名および提出日を表記すること。
 - イ 紙の場合は2部作成し、表紙に年度、業務名および提出日を表記すること。

9 その他

- (1) 事前調査
作業着手前に、既存設備の仕様および機能等について十分調査すること。
- (2) 損傷対応
作業実施に伴い既存部分を損傷した場合は、速やかに西部市民サービスセンターに報告し、従前のおおりに補修すること。
- (3) 動作確認
部品交換後、総合的な動作確認を行うこと。
- (4) 不具合対応
交換部品に関して、受注者の責任と認められる不良箇所が発生した場合、交換後1年以内は受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、発注者と別途協議のうえ対応を行うこと。
- (5) 廃棄物の処理
作業によって発生した産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正に廃棄すること。